

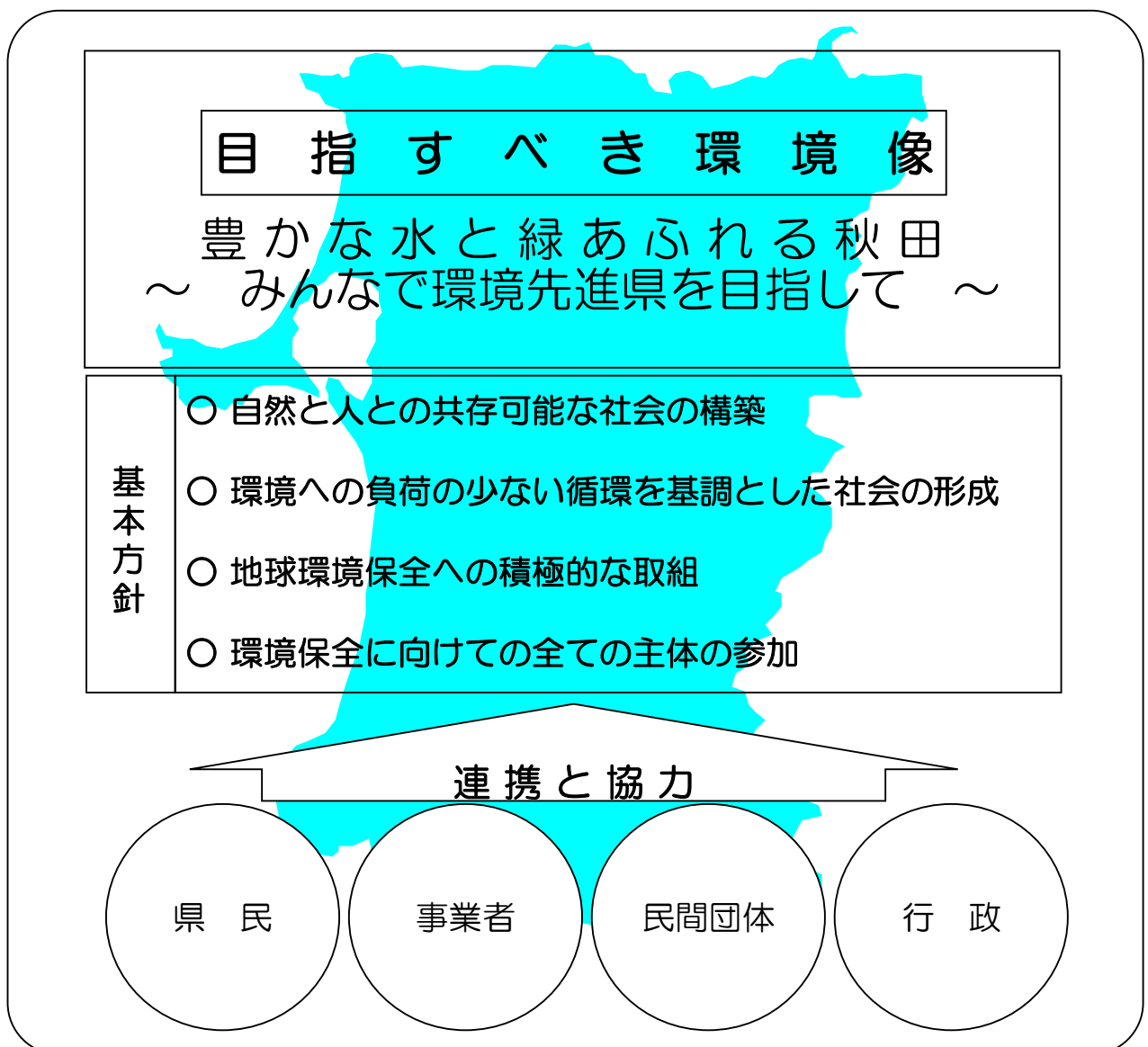
第6章 計画の推進

第1節 主体別行動指針

今日の広範な環境問題に的確に対処していくためには、県民、事業者、民間団体、行政の全ての主体による環境保全に向けての自主的な取組が必要です。

本節では、計画の基本方針に基づき目指すべき環境像を実現するため、各主体が果たすべき具体的な役割、行動指針を示しました。

各主体はそれぞれの立場、能力に応じて相互に協力・連携しながら、この行動指針を日常的かつ継続的に実践することが重要です。



1 県民の役割

県民一人ひとりが、日常生活と地球レベルでの環境問題との関わりについて認識を深めるとともに、民間団体や事業者、市町村や県などと連携・協力して、環境に配慮した自主的行動に積極的に取り組むことが期待されます。

<p>●自然と人との共存可能な社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然や野生生物を大切に、自然を守り育てる活動に参加します。 ・農地、森林、沿岸域の環境保全機能を理解し、これらの保護・育成に協力します。 ・環境に配慮した農業で生産された農産物を積極的に選択します。 ・宅地内緑化に努め、植栽する樹木には県内自生種を選定します。 	<p>●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車や公共交通機関を積極的に利用するなど、環境に配慮した生活を心がけます。 ・生活排水による水質汚濁や生活騒音の防止に努めます。 ・買い物にはマイバッグ*を持参します。 ・ごみの分別を徹底し、3Rの習慣を身につけます。 ・水を流し放しにしないこと、節水型の機器を使用するなど、水を有効に利用します。
<p>●地球環境保全への積極的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ、住宅の断熱化など省エネルギーに努めます。 ・再生可能エネルギーの導入に努めます。 	<p>●環境保全に向けての全ての主体の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の美化・清掃運動、リサイクル運動に参加・協力します。 ・ごみの不法投棄やポイ捨てはしません。 ・エコマーク*商品など、環境に配慮した商品を積極的に利用します。

2 事業者の役割

事業者は、地域の一員として環境保全に対する社会的責任（CSR*）を自覚し、事業活動に伴う環境への負荷を自主的に軽減することが求められています。

製造から廃棄までのあらゆる段階で環境に配慮した事業活動を展開するとともに、地域における環境教育への参加、環境分野での国際協力など、環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

<p>●自然と人との共存可能な社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系や水環境への影響を最小限度に抑えるなど自然環境の保全に十分配慮して事業を計画・実施します。 ・地域社会で行われる自然環境保全活動に協力します。 ・地域環境に配慮した環境保全型農林業、資源管理型漁業に取り組みます。 	<p>●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁防止のために必要な措置を講じるなど環境への負荷の低減に努めます。 ・工場、事業所から騒音、悪臭を出さないようにするとともに、化学物質に関する管理体制を強化します。 ・ライフ・サイクル・アセスメント*の導入に努めます。 ・廃棄物の適正処理を行うとともに、3Rを念頭に置いた事業活動を行います。 ・循環型社会ビジネスへの参入などに取り組みます。 ・食品産業での食品残さの発生抑制、再生利用、減量化など、ゼロエミッションに向けた取組を進めます。 ・工業用水の循環再使用など限られた水資源を有効に活用します。
---	--

<p>●地球環境保全への積極的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムを利用したエネルギー管理、高効率機器の導入など省エネルギーを推進します。 ・再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・フロン対策や酸性雨対策を推進します。 ・海外の環境保全活動に対し技術協力を行うなど国際協力を努めます。 	<p>●環境保全に向けての全ての主体の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する環境教育を行い、環境保全意識の向上を図ります。 ・地域の環境美化運動やリサイクル運動に参加するとともに、従業員の環境保全活動を支援します。 ・「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムを導入します。
--	---

3 民間団体の役割

県民や事業者によって組織される民間団体は、環境保全のための自主的な活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。

県民、事業者、行政と協力・連携しながら、環境の保全に向けた様々な取組を進めていくことが期待されます。

<p>●自然と人との共存可能な社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技術を生かし、県民の自然保護活動のアドバイザー、リーダーとして貢献します。 ・各主体間のパートナーシップの構築に努めます。 	<p>●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全への取組、リサイクル社会の形成について事業者や行政に働きかけを行います。
<p>●地球環境保全への積極的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に対する民間レベルでの国際協力や情報交流を推進します。 	<p>●環境保全に向けての全ての主体の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者に対する環境教育、環境学習の普及・啓発を行います。 ・県民、事業者、行政と連携して、人材育成、情報提供、環境保全活動を行います。 ・環境美化活動やリサイクル活動に参加し、地域環境の保全に取り組みます。

4 行政の役割

(1) 県の役割

県は本計画に基づき、各種の施策を実施し、郷土の環境保全を図る責務があります。

県民、事業者、民間団体が積極的な環境保全活動を推進できるよう、主体相互の協力・連携の確保に努めるとともに、各主体が参加しやすいような企画・運営を心がけます。

広域的な取組が必要な環境問題については、国や他道県、市町村との協力体制を整備します。

また、環境マネジメントシステムにより、自らが率先して環境への負荷の低減に取り組みます。

(2) 市町村の役割

市町村は地域における行政の主体であり、地域住民に最も身近な自治体です。

地域の環境特性を十分考慮した施策を展開するとともに、県と同様に、自ら率先して環境への負荷の低減に取り組むことが期待されます。

<p>●自然と人との共存可能な社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な生態系の保全に配慮し、自然と人との共存できる地域づくりを推進します。 ・自然とのふれあいの場を整備します。 ・農地、森林、沿岸域の持つ環境保全機能を保全します。 ・史跡の整備や地域特性を生かした景観づくりの推進など、自然や周囲の景観と調和した快適な生活環境をつくります。 	<p>●環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスや鉄道など公共交通機関の利用を促進します。 ・下水道、農業・漁業集落排水施設などを整備します。 ・3Rの推進に関する啓発普及を行います。 ・産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用を推進します。
<p>●地球環境保全への積極的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ機器の率先導入など省エネルギー対策を推進します。 ・再生可能エネルギーを率先して導入します。 ・カーボンオフセットを率先して実施します。 ・情報の共有化によるペーパーレス化などにより森林資源の保全に努めます。 ・研修員の受入などにより国際協力を推進します。 	<p>●環境保全に向けての全ての主体の参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習の総合的推進を図ります。 ・環境教育・環境学習のための人材育成を支援します。 ・各主体間の相互連携・協力を努めます。 ・県民、事業者、民間団体に対する啓発・指導及び協力・支援を行います。

第2節 計画の進行管理

本計画に掲げた4つの目指すべき環境像を着実に実現し、豊かな水と緑あふれる秋田を将来へ継承していくため、環境施策を計画的かつ総合的に推進します。

1 推進体制

(1) 県における推進体制

本計画に基づく環境保全施策を着実に実施するため、庁内関係部局と密接な連携と調整を図り、関連する施策を計画的、総合的に推進します。

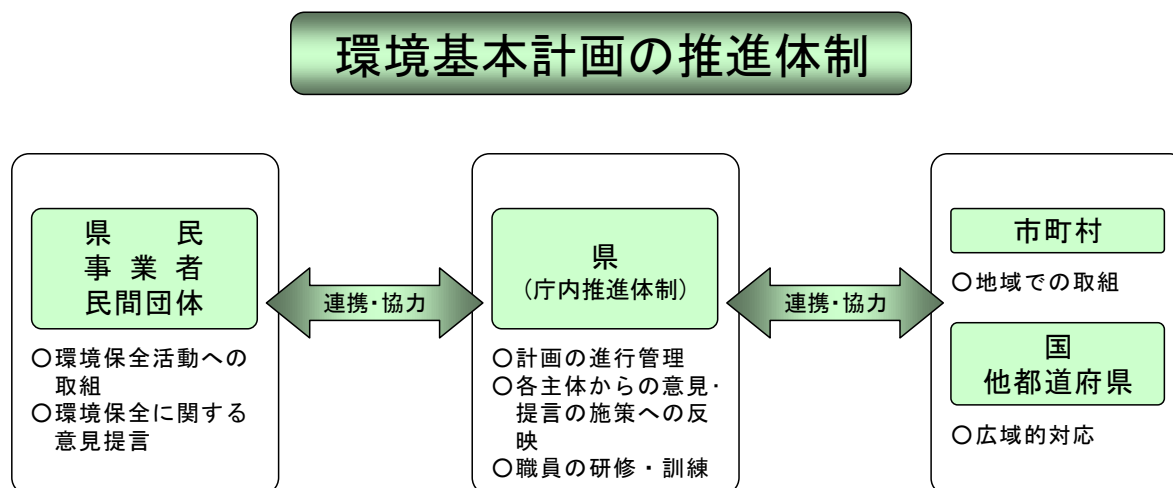
また、計画の推進に当たっては、職員が広範な環境問題に的確に対処していくことが必要であることから、職員研修などの充実を図り、職員の意識啓発、総合的な知識・技術の修得に努めます。

(2) 各主体との連携

本計画をより実効性のあるものとするため、行政だけではなく、県民、事業者、民間団体などのあらゆる主体が自らの役割を認識し、適切な役割分担の下で連携しながら環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

このため、県民、事業者、民間団体に対しては、自主的取組が積極的に行われるよう、情報の提供など必要な支援を行います。

また、各市町村との連携・協力の強化を図るとともに、本県単独で解決できない問題については、国や他の都道府県と連携・調整を図りながら計画を推進します。



2 進行管理

本計画の実効性を高めるため、環境マネジメントシステムの基本に則り、計画（P l a n）→実行（D o）→点検・是正（C h e c k）→見直し（A c t i o n）の手順を繰り返すことにより進行管理を行い、計画の継続的改善を図っていきます。

また、本計画の推進状況については、年度ごとに環境白書等により公表し、県民、事業者等から意見・提言を求めます。

●計画（P l a n）

本計画を推進するためには、郷土の環境問題を全ての主体が共通に認識することが必要です。その上で各主体の基本的役割を踏まえ、具体的行動を計画します。

県は、「ふるさと秋田元気創造プラン」などの各種将来計画に示した環境関連施策との調整を図ります。

●実行（D o）

各主体は計画に基づいて実行します。

県、市町村は行動推進のための指針、要綱の整備など、適正な措置を講じます。

●点検・是正（C h e c k）

推進結果について進捗状況を確認します。また、進捗状況が不十分な場合は是正措置を講じます。

●見直し（A c t i o n）

各主体の意見を取り入れながら適宜、本計画の見直しを行います。

